

堺市役所硬式庭球部規約

(名称)

第1条 堺市役所硬式庭球部と称す。

(本部)

第2条 本部は堺市役所に置く。

(目的)

第3条 硬式庭球を通じて体力の向上を図り、高潔の品格を涵養するとともに部員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本部は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 硬式庭球親善試合の開催及び参加。
- (2) その他本部の目的を達するに必要なこと。

(資格)

第5条 堺市役所に勤務する職員等とする。
部員の家族で配偶者及び学生（部員の子どもに限る）については部費を徴収しない。
ただし、コート使用料は徴収する。

(休部)

第5条の2 病気、ケガ等の特別な理由により休部を希望するものは、役員会の承認を得なければならない。ただし、休部開始月は各年の1月からとし期間は年単位とする

(役員)

第6条 本部に次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
- (2) 顧問 若干名
- (3) コーチ（副部長）2名以内
- (4) 主将 2名以内
- (5) 主将補佐 若干名
- (6) 会計幹事 若干名
- (7) 幹事 若干名

(役員の選任)

第7条 役員は各々の部員の中より互選する。

2. 役員の任期は一年とする。（毎年1月1日から同年12月31日まで）

(役割)

第8条 部長は本部を代表し、部務を総括する。

2. 顧問は部長を補佐し、運営に必要な助言を行う。
3. コーチ（副部長）は部長を補佐する。
4. 主将は部長を補佐し、部の運営及び部員の指導等を行う。
5. 主将補佐は主将を補佐する。
6. 会計幹事は会計業務を行う。
7. 幹事は主将を補佐し、本部の目的を達するために必要な業務を行う。

(会議)

第9条 会議はすべて部長が招集する。

2. 総会は原則として年1回とし、本部の重要事項を決定する。
3. 役員会は必要に応じて開催する。

(会計)

第10条 本部経費は部費・入部費・コート使用料および寄付金をもって充てる。

2. 会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日で終了する。
3. 部費は1年度分10,000円とする。
ただし、年度途中の入会者については、入部した月から12月までの月数×1,000円とする。
年度途中で退部しても、原則として、部費の返金はしない。
4. 入部費は1,000円とする。
5. コート使用料は200円/回とする。但し、一人当たりの上限を8,000円/年とする。
6. オークパスカードの未提供者のコート使用料は400円/回とする。但し、一人当たりの上限を12,000円/年とする。

（部費の改定）

第 10 条の 2 前条 3. で規定する部費について、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 か年に限り 10,000 円を 8,000 円、1,000 円を 800 円とする。

（改正）

第 11 条 本規約の改正は部員過半数の出席する部会で 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

（適用）

附 則 本規約は昭和 52 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 本規約は昭和 64 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 本規約は平成 14 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 本規約は平成 16 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 本規約は平成 17 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 本規約は平成 18 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 本規約は平成 19 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 本規約は平成 23 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 本規約は平成 27 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 本規約は令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 本規約は令和 4 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 本規約は令和 5 年 1 月 1 日から適用する。